

平成29年度 国土技術政策総合研究所コンプライアンス推進計画(最終報告)

平成29年度 推進計画	平成29年度 実施状況(最終報告)	実施状況の評価・効果
<p>平成29年度におけるコンプライアンス推進のための活動計画</p> <p>1. 職員等へのコンプライアンス等意識の向上のための取組【継続】</p> <p>(1) コンプライアンスに関わる講習会等の実施</p> <p>① 新規採用者・転入者に対する「ガイダンス」の実施</p> <p>新規採用者・転入者を対象に、国土技術政策総合研究所(以下、「国総研」という。)のコンプライアンスに関する取組を説明する。 また、説明資料をイントラに掲載し、未受講者が自習できる環境を整える。</p>	<p>・平成29年度新規採用職員及び交流研究員、異動職員ガイダンスを実施した。 (4月20日つくば、26日横須賀) 説明資料をイントラに掲載し、自習出来る環境を整え、未受講者へ周知した。</p> <p>・非常勤職員(新規採用者を含む)に所内ガイダンスを実施した。 (4月13日つくば、6月5日横須賀) また、ガイダンス資料をイントラに掲載し、自習出来る環境を整え、ガイダンス以降に採用となった者へ周知した。</p>	<p>実施については、計画どおりであった。</p> <p>○ ガイダンスの受講によりコンプライアンスを強く意識し、理解を深めることができたと考えられる。</p> <p>○ 説明資料をイントラに掲載し未受講者への周知を行ったことで、コンプライアンスの認識を向上させることができたと考えられる。</p>
<p>② 外部の専門家によるコンプライアンス講習会の実施</p> <p>職員等を対象に、外部専門家(公正取引委員会、弁護士等)によるコンプライアンス等に関する講習会(独禁法、官製談合防止法、コンプライアンス、研究倫理等)を実施する。</p>	<p>・弁護士(川村英二氏)による講習会を実施した。(1月16日)</p> <p>・研究倫理に関する講習会を実施(3/23横須賀)計画(4/16つくば)。 国土交通省の「研究活動における不正行為への対応指針」について、解説を行い、また、文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監督のガイドラインについて」を配布した。(横須賀)</p>	<p>実施については、計画どおりであった。</p> <p>○ 民間の企業における不祥事の発生要因やその予防法、不祥事発生時の対応など実践的な知識を深めることができたと考えられる。</p> <p>○ 研究倫理について基本的な知識を得ることができた。(横須賀)</p> <p>○ 研究倫理に関しては、今後も継続して啓発に努めていく。</p>
<p>③ コンプライアンス・ミーティングの実施</p> <p>幹部会議等においてコンプライアンスに関する事例紹介を行い、各部・各課室が主体となり四半期に1回以上実施する。 また実施状況について四半期毎にとりまとめ、幹部会議等で報告する。</p>	<p>・コンプライアンス・ミーティング実施状況(つくば・横須賀)</p> <p>第1四半期. No18「入札手続きミスへの対応」 第2四半期. No19「機密情報の社外への持出し」 第3四半期. No20「発注者綱紀保持規程に抵触する場合の対応」 第4四半期. No21「業務委託の履行期限の延長」</p> <p>実施状況について幹部会議に報告した。</p>	<p>年間4回事例を全所属がで実施したのは、計画どおりであった。</p> <p>○ コンプライアンスの規則や窓口の周知につなげて解説(説明)を行うことで、知識や理解を深めるフォローアップが出来た。</p>
<p>(2) 発注者綱紀保持の周知徹底</p> <p>① 職員等を対象に、発注者綱紀保持(発注者綱紀保持規程の趣旨や事業者等との対応ルール等)について、発注者綱紀保持事務担当者(総務課長、管理課長)を講師とし、コンプライアンス講習会を前期(つくばは2回)に実施する。</p>	<p>発注者綱紀保持事務担当者を講師としたコンプライアンス講習会を実施した。 (3/20及び3/23講習会(つくば)3/23講習会(横須賀))</p>	<p>年度末の開催になってしまったので、適切な時期に開催できるように予定する。</p> <p>○ 高知県における官製談合事件を題材に事案の要因や背景を学び、コンプライアンスをどのように実現するかについて知識や理解を深めることができたと考えられる。</p>
<p>② 事業者等から不当な働きかけに該当すると思われる行為を受けた場合、或いは、職員が組織内の不正行為に気づいた場合の報告について周知するとともに、コンプライアンスに関する外部窓口について講習会等(所内広報誌等)により周知徹底する。</p>	<p>・平成29年度新規採用職員及び交流研究員、異動職員ガイダンスで周知した。 (4月20日つくば、26日横須賀) 説明資料をイントラに掲載し、自習出来る環境を整え、未受講者へ周知した。</p> <p>・「OBとの対応」に関するコンプライアンス・ミーティング(第3四半期)の解説において周知した。</p> <p>・発注者綱紀保持事務担当者を講師とした、コンプライアンス講習会において周知した。</p>	<p>実施については、計画どおりであった。</p> <p>○ 基本的な知識、対応方法が習得できたと考えられる。</p>
<p>③ 発注者綱紀保持に関するe-ラーニングを実施し、正解率の低い設問については、講習会等で解説する等のフォローを行う。</p>	<p>平成30年にe-ラーニングを試行した。 (3/28全職員にメールにて実施を要請。)</p>	<p>年度末の実施になったため、引き続き評価・分析し、フォローアップを行う。</p>

平成29年度 推進計画	平成29年度 実施状況(最終報告)	実施状況の評価・効果
<p>(3) 国家公務員倫理の周知徹底</p> <p>国民の疑惑や不信を招かないために、国家公務員倫理法や倫理規定の遵守については、国家公務員倫理週間の機会を通じて職員へ周知徹底する。</p> <p>① 国家公務員倫理週間において集中的な取組を実施する。 ポスター掲示、倫理週間の取組をイントラに掲載、職員へ周知メール送付、業者向けパンフレットの配布、「事例で学ぶ倫理法・倫理規定」DVDの放送、階層別(幹部、課長補佐級、一般)に新たにその階層になった職員を対象とした「自習研修」の実施等を行う。</p>	<p>国家公務員倫理週間(12.1～12.7)において、ポスター掲示、倫理週間の取組をイントラに掲載、職員へ周知メール送付、事業者向けパンフレットの配布、「事例で学ぶ倫理法・倫理規定」DVDの放送、階層別(幹部、課長補佐級、一般)に新たにその階層になった職員を対象とした「自習研修」を実施した。 ・DVD放送 つくば 12/1・7放送 横須賀 1/30 2/7放送 ・階層別自習研修 幹部、課長補佐級、一般職員 未実施者へは配付済みの資料により自習するよう指導している。</p>	<p>多様な取り組みを実施したのは、計画どおりであった。</p> <p>○ 具体的な事例による「自習研修」や「DVD放送」で学習、確認することで、コンプライアンスに関して、より実践的な理解を深めることができたと考えられる。</p>
<p>② 全職員を対象に服務・倫理に関する基本的な理解度を職員自らが確認するため、セルフチェックを実施する。</p>	<p>全職員を対象に服務・倫理に関する基本的な理解度を職員自らが確認するため、セルフチェックを実施した。</p> <p>実施者及び未実施者へ回答・解説資料を配付して自己点検するよう指導している。</p>	<p>実施については、計画どおりであった。</p> <p>○ 具体的な事例で理解度を確認することで、服務・倫理に関して、より実践的な理解を深めることができたと考えられる。</p>
<p>(4) コンプライアンス講習会等への参加状況の記録 各職員等のコンプライアンス等への意識・取組状況を把握するため、(1)①、②及び(2)①への参加状況を記録・保存する。</p>	<p>講習会等(ガイダンス含む)の参加状況を記録し、意識・取組状況の把握に努めている。</p>	<p>実施については、計画どおりであった。</p> <p>○ 今後、参加しなかった者等への働きかけを行っていく。</p>
<p>2. 交流研究員へのコンプライアンス等意識の向上のための取組【継続】 交流研究員へのコンプライアンス意識向上の取組については、従来から受入れ条件として、任期中に知り得た情報漏えいの禁止を徹底しているが、更なる意識向上を図るため、下記の取組を実施する。</p> <p>(1) ガイダンスの実施【年度当初】 新規受入れ者を対象とした交流研究員ガイダンスを実施し、国総研のコンプライアンスに関する取組を説明する。</p>	<p>・交流研究員入所式において、ガイダンス資料を配布し、説明した。(4月3日つくば、横須賀、8月1日横須賀)</p> <p>・平成29年度新規採用職員及び交流研究員、異動職員ガイダンスで周知した。(4月20日つくば交流研究員、26日横須賀交流研究員) 説明資料をイントラに掲載し、自習出来る環境を整え、未受講者へ周知した。</p> <p>・12月25日より熊本地震復旧対策研究室で受入れている交流研究員に対してガイダンス資料を配布し、説明を行った。(12月25日熊本地震復旧対策研究室新規交流研究員)</p>	<p>ガイダンスを実施したことは、計画どおりであった。</p> <p>○ 説明資料をイントラに掲載し未受講者への周知を行ったことで、コンプライアンスの認識を向上させることができたと考えられる。</p> <p>○ 交流研究員全員に対して、漏れなくコンプライアンス等意識の向上を図るための取組を実施できた。また、複数回実施することで、効果の確実性を高めた。</p>
<p>(2) コンプライアンス意識の向上の実施【年度途中】 各課・室が行う四半期に1回のコンプライアンスミーティングに原則参加させる。</p>	<p>各所属単位で実施しているコンプライアンス・ミーティングに、交流研究員も原則参加させており、コンプライアンス意識の向上を図っている。</p>	<p>実施については、計画どおりであった。</p> <p>○ 全員参加が出来ているので、引き続き全員参加を定着させたい。</p>
<p>(3) 情報に関する注意喚起【年度末】 交流研究員修了式において、任期中に知り得た情報漏えいの禁止等について再徹底を図る。</p>	<p>・修了式でも口頭及び資料配付を行い、再度周知徹底を図った。(つくば3/30 横須賀9/27、3/29)</p>	<p>実施については、計画どおりであった。</p> <p>○ コンプライアンスについて再認識させることができた。</p> <p>○ 入所直後および修了時の複数回にわたり、情報漏洩の禁止について徹底を図り、効果の確実に効果が出るよう努めた</p>
<p>3. 入札・契約手続きの見直しと情報管理の徹底【継続】</p> <p>(1) 入札・契約手続きの見直し コンサルタント業務等の入札・契約手続きについては、地方整備局の動向を踏まえ、不正が発生しにくい手続きとして、また、競争性の更なる向上を目的とした参加表明書と技術提案書を同時提出させる手続きの試行を行う。併せて、電子入札システムの運用拡大を図る。</p>	<p>・参加表明書と技術提案書を同時提出させる簡易公募型プロポーザル方式(拡大型)の試行を5月から開始した。</p> <p>・併せて競争参加希望者に対する説明書の交付や参加表明書・技術提案書の提出等の手続きを電子入札システムにより行うこととし、設計・積算担当者と業者とが直接接する機会を減らす手続きに変更した。</p>	<p>○ 簡易公募型プロポーザル方式(拡大型)の採用が多くなり、電子入札方式の採用と相まって業者との接触機会が大幅に減少している。(つくば)</p> <p>○ プロポーザル方式(拡大型)は30年度から試行予定。電子入札システムは以前から導入済み。(横須賀)</p>
<p>(2) 情報管理の徹底 技術提案書等における業者名のマスキングを実施し、入札参加業者名を知る者の数を限定することで、情報漏えいの防止及び特定の業者に対する不公正な評価の防止の徹底を図る。また、入札・契約手続運営委員会等で使用した資料は、会議後回収することで情報の管理を徹底する。</p>	<p>・情報漏洩の防止や不公平な評価の防止のため、技術提案書などの契約手続きに係る審査資料について、入札参加の業者名等のマスキング及び会議後の資料回収を徹底している。</p> <p>・設計・積算担当者を対象に講習会を開催し、情報管理の周知徹底を図った。(4月26日つくば(設計・積算)、3月23日横須賀(積算)) 参加者には部内職員へ資料を配付する等周知するよう指導している。</p>	<p>○ 業者名のマスキングと入札資料の回収を徹底しており、情報漏洩防止や不公平な評価の防止により、情報漏洩等の対策が堅持されている。また、講習会についても定例化しており、不公平な評価の防止に寄与していると考えている。(つくば)</p> <p>○ 取組の実施については、計画どおりであり、同様の効果を発揮していると考えている。(横須賀)</p>

平成29年度 推進計画	平成29年度 実施状況(最終報告)	実施状況の評価・効果
<p>4. 公的研究費等の適正な執行の徹底【継続】</p> <p>(1) 国等が補助金等として支出している公的研究費について、交付を受けた研究者に対し、所内説明会への出席を必須とし、補助条件・研究者倫理の遵守を徹底する。また、内部監査(年1回)を実施し、適正な執行を図る。</p> <p>(2) 委託研究費についても、不正防止のための検討を進め、適正な執行(支出)を図る。</p>	<p>・今年度公的研究費の採択・交付を受けた全ての研究者(つくば、横須賀)に対し、所内説明会(つくば:7月26日、横須賀:7月24日)を実施、適正な執行について徹底した。</p> <p>・内部監査について、つくばでは11月28日に実施し、横須賀では12月19日に実施した。</p> <p>・個々の委託研究の契約・承認手続きプロセスにおいて、支出内容や金額に不適正な予算執行がないかを確認した。 また、委託研究の受託者に対し四半期毎に支出の状況を報告させ適正な執行がなされているかを確認している。(委託研究費の執行はつくばのみ)</p> <p>・不正防止のための検討を進め、「国土技術政策総合研究所 研究活動における不正行為への対応に関する規程」を平成30年4月16日に制定している。</p>	<p>研究者に対する説明会及び内部監査の実施については、計画どおりであった。</p> <p>○ 不適切な事案は確認されなかったが、不適切な執行に対する抑止力になったと思われる。</p> <p>不正防止の取り組みの実施については、計画どおりであった。</p> <p>○ 適正な支出を定期的に確認することで、不正手続きの予防に寄与していると考えている。</p>
<p>5. 情報システム管理の徹底【継続】</p> <p>情報セキュリティ対策の確実な実施のため、所内講習会や標的型メール攻撃訓練等を実施する。また、情報管理の徹底に関する注意喚起や対策等の周知徹底を図る。</p> <p>(1) 情報セキュリティ講習会の実施</p> <p>① 新規採用者、転入者へのガイダンスの実施</p> <p>② 所内職員に向けた講習会の実施</p> <p>(2) 標的型メール攻撃に対する訓練の実施</p> <p>(3) 情報セキュリティの自己点検の実施</p> <p>(4) 情報セキュリティ事案の共有</p>	<p>(1) ① 平成29年度新規採用職員及び交流研究員、異動職員ガイダンスにおいて周知した。(4月20日つくば、26日横須賀) 説明資料をイントラに掲載し、自習できる環境を整え、未受講者へ周知した。 ・非常勤職員(新規採用者を含む)に所内ガイダンスを実施した。 (4月13日つくば、6月5日横須賀) また、ガイダンス資料をイントラに掲載し、自習出来る環境を整え、ガイダンス以降に採用となった者へ周知した。</p> <p>② 情報セキュリティに関する講習会を実施した。 つくば→外部電磁的記録媒体およびリモートアクセスのセキュリティ強化に関する説明会を実施した。(10月13日つくば) 参加者には部内職員へ資料を配付する等周知するよう指導している。 横須賀→ID・パスワード管理、情報流出事例、外部電磁的記憶媒体(USBメモリ等)のシステム制限等に関する説明会を実施した。(4月26日職員向け、6月5日非常勤職員向け) ・外部電磁的記憶媒体の取り扱い、登録更新について8/8部長会議で周知を図った。 ・モバイル端末の運用ルールについて10/31部長会議で周知を図った。</p> <p>(2) 標的型メール攻撃に対する訓練を第1回を9月に実施、第2回を12月に実施した。</p> <p>(3) 情報セキュリティ対策自己点検を11月に実施した。 ・情報管理の徹底について、メール及びイントラ掲示板を利用して随時所内周知を実施した。</p> <p>(4) 情報セキュリティ事案も含め、最近の情報セキュリティに関する動向について、上記(1)に掲げる講習会や会議等にて共有を図った。</p>	<p>実施については、計画どおりであった。</p> <p>○ 情報セキュリティ対策について、講習会等を実施し、対象者の約8割が参加し、不参加者にはイントラに掲載し、周知は出来た。また、訓練や自己点検を実施することで、情報セキュリティ対策の確実な実施及び管理が出来た。</p>
<p>6. 推進計画の実施状況のとりまとめと公表【継続】</p> <p>推進本部は、当該年度の推進計画に定めた項目について、定期的にその状況をとりまとめ、推進本部及びアドバイザー委員会の了承を得て公表するものとする。公表の方法は、国総研HPIに掲載して行うものとする。</p>	<p>【総務課】</p> <p>・平成29年度推進計画の実施状況を推進本部及びアドバイザー委員会の了承を得て、平成30年7月までに公表する。</p>	

■アドバイザー委員からの意見等

平成29年度コンプライアンス推進報告書の内容については、ほぼ順調に計画どおりに実行している。